

【白河市新幹線通勤補助金チェック表】

現住所		基準日	年	月	日	備考
申請者		連絡先				

◆補助対象者◆

- 次のいずれかに該当すること
 - 県外からの移住者（令和6年1月1日以降に県外から市内に住民登録をした者）
 - 新卒者（令和6年4月1日以降に新規就労を開始した者で、就労を開始した日から起算して過去1年の間に大学等を卒業した者）
- 企業、団体等と雇用関係にある者
- 新幹線定期券又は新幹線乗車券及び特急券を購入し、新白河駅から仙台駅、大宮駅、上野駅、又は東京駅を経由して通勤する者
- 市税等の滞納がない者
- 交付対象となった日から継続して5年以上市内に居住する意思のある者
- 暴力団関係者ではない者

◆補助対象経費◆

令和8年1月から令和8年12月までの通勤に使用した、新幹線定期券又は新幹線乗車券及び特急券の購入費用

◆補助額◆

補助対象経費の1か月あたりの額から、通勤手当等の1か月あたりの額及び自己負担額1万円を差し引いた額（1,000円未満切捨）

1か月あたりの補助金額の上限は3万円です。

例1

交通費 145,000円 - 通勤手当 100,000円 - 自己負担 10,000円 = 35,000円 ⇒ 補助金額 30,000円

例2

交通費 145,000円 - 通勤手当 120,000円 - 自己負担 10,000円 = 15,000円 ⇒ 補助金額 15,000円

◆補助対象期間◆

次のいずれかの基準日が属する月から5年間

- （県外からの移住者の場合）県外から白河市に住民登録した日
- （新卒者の場合）大学等の卒業者になった日の次の年度の4月1日

◆事前相談時提出書類◆

- 白河市新幹線通勤補助金 事前相談表

◆申請書類◆

- 白河市新幹線通勤補助金交付申請書（第1号様式）
- 新幹線定期券の写し又は購入した新幹線定期券の区間、通用期間、金額及び経路が証明できる書類（新幹線定期券を購入した場合）
- 新幹線乗車券及び特急券の写し又は購入した新幹線乗車券及び特急券の金額、区間及び経路が証明できる書類（新幹線乗車券及び特急券を購入した場合）
- 就労及び通勤手当等支給額証明書（第2号様式）
- 住民票の写し※
- 市税等の滞納がないことを証明する書類（納税証明書又は非課税証明書）※
- 誓約書（第3号様式）※
- 卒業を証明する書類（新卒者に限る）※
- ※ 2年目以降は省略可

お問い合わせ先 白河市企画政策課企画調整係 電話：0248-28-5500（直通）

（午前8：30～12：00 午後1：00～5：15 ※土日祝日&12/29～1/3を除く）

